

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案	
規制の名称	計画の認定を受けた畜舎等に係る基準等の適合義務	
規制の区分	緩和	
担当部局	農林水産省生産局畜産部畜産企画課	
評価実施時期	令和2年12月～令和3年2月	
規制の目的、内容及び必要性等	【目的・必要性】 - 畜産業の国際的な競争環境が厳しくなる中においては、省力化機械の導入や増頭・増産等の取組の推進が必要となる。 - 畜舎を新築して省力化機械の導入等を行おうとする際、畜舎には建築基準法が適用されるが、建築に係る負担は畜産業の経営実態からみて過大となっている。 - このため、建築基準法の構造等の基準によらず畜舎等の建築等ができるよう措置を講ずることが必要。 【内容】 - 本制度の技術基準（畜舎等の構造等に関する基準であって、建築基準法より緩和された基準）及び利用基準（畜舎等の利用の方法に関する基準）に適合する畜舎等についての認定制度を創設し、認定を受けた畜舎等は建築基準法の適用が除外され、代わりに、本制度による緩和された技術基準と利用基準が適用されるものとする。 - 畜舎等の建築面積が一定の規模以下である場合には、計画の認定の際に必要な技術基準の審査を不要とし、審査を不要とする上限面積については、建築基準法で建築確認が不要となる上限面積よりも大幅に引き上げるものとする。	
想定される代替案	（１）計画の認定を受けた畜舎等が適合すべき基準を設けないこと。 （２）計画の認定の審査の際に、全ての畜舎等の技術基準の審査を不要とすること。	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
遵守費用	認定の審査の簡素化等により、建築基準法と比較して負担費用の一部が減額されるものの、建築材料費、工賃等の費用（本制度によって認められる海外部材を使用した1,350㎡規模の畜舎	（１）計画の認定を受けた畜舎等が適合すべき基準を設けないこと。 発生頻度の高い災害でも畜舎等が損壊又は倒壊する

	等の場合：約 4,500 万円程度※農林水産省調べ）及び認定の申請費用（従来の費用（約 55 万円※農林水産省調べ）から一部軽減された費用）が発生する。	可能性が否定できず、かえって災害の発生等により生じる損失が畜舎等の建築コストの節減額を上回る可能性が高まることになる。 （２）計画の認定の審査の際に、全ての畜舎等の技術基準の審査を不要とすること。 審査手数料は発生しないが、一定面積以上の畜舎等の設計は容易ではないため、基準に適合しない場合の事後的な追加工事が必要となる場合、事前審査にかかる費用を大きく上回る費用が生じることになる。
行政費用	都道府県において、計画認定の審査のための行政費用が生じる。ただし、技術基準の審査については、建築基準法における行政費用と比較して手続の簡略化を行うことで、当該審査に係る行政費用は大幅に低減する。利用基準の審査については、建築基準法においては発生しないものの、畜産業に関する予算事業等において審査している内容の一部が本制度において審査されることとなると想定される。よって、全体として行政費用の増加にはつながらない。	（１）計画の認定を受けた畜舎等が適合すべき基準を設けないこと。 畜舎等の倒壊等のおそれがあるか否かについての定期的な検査等を行う必要があると想定され、そのための検査体制の整備が必要となり、行政費用の増加につながると考えられる。 （２）計画の認定の審査の際に、全ての畜舎等の技術基準の審査を不要とすること。 特に施工例の数が少ないような大規模畜舎等について、事前審査を行わない場合に、基準に適合しないおそれがある畜舎等について事後的に検査等を行う必要があると想定され、そのための検査体制の整備が必要となり、行政費用の増加につながる。

直接的な効果(便益)の把握	建築材料費及び工賃については、本制度において認められる海外部材を使用した畜舎 1 棟 (1,350 m²) の場合、建築コスト約 5,700 万円が約 4,500 万円に抑えられ※農林水産省調べ、費用を大きく削減することが可能。 また、認定の審査の際に技術基準の審査を不要とする面積の上限を引き上げるなど手続の簡素化を図ることから、一定面積以下の畜舎等の建築の場合には、従来かかっていた審査手数料(建築確認等 1 件に係る費用: 55 万円程度※農林水産省調べ)の一部が不要となるほか、確認期間(35 日)が短縮される。	(1) 計画の認定を受けた畜舎等が適合すべき基準を設けないこと。 基準が存在しないため、さらなる費用削減の可能性はあるが、発生頻度の高い災害でも畜舎等が損壊又は倒壊する可能性が否定できず、かえって災害の発生等により生じる損失が畜舎等の建築コストの節減額を上回る可能性が高まることになる。 (2) 計画の認定の審査の際に、全ての畜舎等の技術基準の審査を不要とすること。 全ての面積の畜舎等について審査手数料の一部が不要となり、確認期間が短縮されるが、一定面積以上の畜舎等の設計は容易ではないため、基準に適合しない場合の事後的な追加工事が必要となる場合、事前審査にかかる費用を大きく上回る費用が生じることになる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	建築コストの削減に伴う資金を活用して省力化機械を導入することで農業従事者の労働時間を削減すること等が可能。	同左
費用と効果(便益)の関係	遵守費用: 建築基準法の適用を除外し、本制度下で畜舎等の建築をすることで、費用を削減することが可能となる。また利用基準を設けるものの、ソフト面の規制であるため、費用は実質的に生じない。 行政費用: 本制度において利用基準の遵守、畜舎等の利用状況の定期報告等の建築基準法にはない監督を設けていることから追加的な行政費用は生じるものの、技術基準の審査の手続の簡素化を行うことで行政費用を大幅に低減させることは可能であり、全体として行政費用が増加することはないと想定される。 効果(便益): 畜舎等の建築費用自体の大幅な削減、当該コスト削減により省力化機械導入による生産費の削減等の便益が見込まれる。	

	これらを踏まえ、費用と便益を比べると、便益が費用を上回ることから、当該規制を緩和することが妥当である。
その他の関連事項	
事後評価の実施時期等	法施行後5年を目処として事後評価を実施する。
備考	